

## 香美町農業委員会総会(第9回)議事録

- 1 開催日時 令和4年12月20日(火) 9:30～11:20
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)
  - 会長 1番 古川 功兒
  - 会長職務代理者 2番 中村 成一
  - 委員 3番 岡田 久志
  - 4番 西村 功
  - 5番 井村 壽之
  - 6番 文堂 福一
  - 7番 米田 和弘
  - 8番 門垣 日出男
  - 9番 中村 彰男
  - 10番 山本 薫
  - 11番 田中 一馬
  - 12番 吉川 正人
  - 13番 橋本 幸長
- 4 欠席農業委員(1人)
  - 14番 前田 精一
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)
  - 代表 1番 中川 君雄
  - 2番 高田 勝
  - 3番 青山 政行
  - 4番 原 君枝
  - 5番 小林 隆夫
  - 7番 田野 豊博
  - 副代表 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 良久
  - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 12月20日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 報 告
    - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
    - (2)合意解約通知について
    - (3)無線基地局の事業計画について
  - 第4 議案第28号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について
  - 第5 議案第29号 非農地証明願承認について
  - 第6 議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 第7 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局次長 榎 秀俊
  - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。  
  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は5番「井村壽之委員」と7番「米田和弘委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
  
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、5番「井村壽之委員」と7番「米田和弘委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を6件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項3番として、無線基地局の事業計画を3件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしておきまして、県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっており、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。

議 長	<p>日程第4 議案第28号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。</p> <p>現在、香美町では農地を取得できる下限面積を30アールと定めておりますが、平成29年11月の総会において「香美町空き家バンクに付帯した遊休農地の別段面積及び当該区域の指定に関する内規」を議決し、その内規において、空き家バンクに付帯した農地取得のための下限面積は1㎡とし、その地番を指定して告示することによって当該地番のみ1㎡とすることができるとしてあります。それでは事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第28号の申請について、12月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	<p>申請地は、国道9号の小代口信号から国道482号を小代方面に約700mいきますと長板地区があります。申請地は、その長板地区内の付近見取図に示されている4箇所です。</p> <p>申請人は、空き家バンクを利用して長板地区の空き家バンクを購入されるようです。それに付帯した農地も取得されることから本申請に至っております。</p>
議 長	<p>「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり指定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号の申請は原案のとおり指定することに決定しました。
議 長	<p>日程第5 議案第29号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①13ページから33ページ及び議案資料②2ページから6ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第29号 番号1番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」、担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	<p>申請地は、国道9号を八鹿方面に進みますと笠波峠がありまして、笠波峠を下ると黒田地区がありまして、黒田地区の一番最初の交差点を右折し黒田の神社方面に進み約200m弱いった右側にあります。申請内容は、治山工事に伴う地目変更登記のための願出です。</p>
議 長	<p>「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第29号 番号2番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、町道石寺新屋線にある小代中学校の手前、野間谷口より西へ50m、野間谷橋の南側で矢田川沿いにあります。 申請内容は、50年以上前に農協が大根の洗い場として借用していましたが、その後、平成25年より貯鉱場用地として使用しております。地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第29号 番号3番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号の小代口信号から国道482号を小代方面に約700mいきますと長板地区があります。申請地は、その長板地区内の附近見取図で赤く囲まれた場所です。 現地は、現況写真のように20年以上前に建てた車庫と蔵があり現況は宅地となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第29号 番号4番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、村岡地域局から国道9号を八鹿方面へ約3.5kmのところ市原から宿へ入る三差路がありますが、そこから国道9号沿いに約300m南下したところにあります。 現地は、現況写真のように昭和51年に住宅が新築されております。地目変更登記のための願出です。

議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第29号 番号5番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、町道石寺新屋線を小代中学校の校門から約2.5km南下すると茅野バス停があります。そのバス停から地区内に100mほどあがった右手側にあります。 現地は、現況写真のように雑草が生い茂り原野化しておりました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第6 議案第30号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①34ページから56ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第30号 番号1番の申請について、12月16日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、県立香住高校から下浜方面に約100mのところを左折し、JRの高架を抜け300mほど進んだ左手にあります。 譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、申請地が隣接しており以前から譲受人が耕作をされてきました。この度、譲受人から経営規模拡大の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	6番委員は、退席をお願いします。
議 長	次に議案第30号 番号2番の申請について、12月16日に現地調査委員であります「西村 功委員」と私が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、村岡ファームガーデンから八鹿方面に500mほど進んだところ、農道沿いにあります。譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、申請地は以前から譲受人が耕作をされてきました。この度、譲渡人が経営規模縮小することから譲受人が要望に応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	6番委員は、着席をお願いします。
議 長	次に議案第30号 番号3番の申請について、12月16日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」、担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号を八鹿方面にハチ北口信号を右折し、県道福岡茅野線をハチ北方面に約4kmのところの大笹地区があります。その大笹地区の入り口のところに全但バスのハチ北バス停がありまして、そこを右折し約30mから40mのところに申請地のうち2筆があります。それからもう1筆は、高坂ハチ北線を口大谷から約600mいったところに神社がありまして、そこを左折して300m弱のところにあります。申請内容は、双方合意による所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に議案第30号 番号4番の申請について、12月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、先ほどの下限面積のところの説明した場所と同じです。 申請内容は、空き家バンク付帯農地としての所有権移転登記のための申請です。 譲受人は現在、県外に住んでおられ農業をされているようです。現地は、現況写真のように今は草が生えていますが、譲受人は農業用機械もお持ちのようですので、ここで耕作をされると聞いております。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	11番委員は、退席をお願いします。
議 長	次に議案第30号 番号5番の申請について、12月16日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、県道香住村岡線の境バイパスを村岡方面に進み境クスマ橋と旧道が交わることを旧道側に20mほど入ったところにあります。 現地は畑として利用されておりました。この度、譲受人から経営規模拡大の要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号5番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	11番委員は、着席をお願いします。
議 長	日程第7 議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第31号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

---

議事録署名委員

㊟

㊟